

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

難聴特別支援学級に在籍する聴覚障害のある生徒A(中学校3年生)が、国語、英語については、特別支援学級において授業を受け、数学に関しては、新学習システムによる少人数クラスで担任も支援に入る形で受けている。また、他の教科等は通常の学級との交流及び共同学習において授業を受けている事例である。

生徒Aは両感音性難聴であり、両耳補聴器を装用している。普段は口元を見ながら口話での意思疎通が可能であるが、環境や話す人によって、聞き取りやすさが大きく変化し、音声情報だけでは正確な情報が伝わらないことがある。そこで、本事例では聴力を活用できるように、教室の雑音を軽減して、座席の位置などを配慮するなど学習環境を整えた。次に、事前にわかっているものに関しては、紙面で内容を提示したり、担任が内容を手話や要約筆記で示すなどの情報保障を行った。さらに、意識して口元を見せて、大きな声でゆっくりと文節で区切りながら話すよう、教員や生徒が共通理解した。

これらのことによって、聴覚障害に配慮した環境が整い、コミュニケーションが円滑になった。また、情報保障により状況や話の内容を理解できることから、積極的に自分の考えを発言したり、わからないことに対して質問できるようになった。今後は、自分でどのような支援を求めるかを発信する力を身に付けていくことが必要である。

1 対象生徒の障害種

聴覚障害

2 障害の程度

非該当(聴覚障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・特別支援学級

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

生徒Aは、難聴特別支援学級に在籍する中学校3年生である。両感音性難聴のため、補聴器を両耳装用しており、半年に1度聴力検査や補聴器の調整のために受診している。また、聞こえを補助するFMマイクを所持しており、下学年の時には使用したこともあったが、雑音も増幅するため、使用する効果が感じられないという本人の訴えから現在は使用していない。生徒Aは普段は口元を見ながら口話での意思疎通が可能であるが、環境や話す人によって、聞き取りやすさが大きく変化し、聞き間違いや聞き逃しをしてしまうことが多い。学習状況として、就学前は、聴覚支援学校に通い、言語訓練などを受けていた。小学校から難聴特別支援学級に在籍しており、現在に至っている。3年生の現在では、国語、英語は特別支援学級において、教科担当の授業を受け、数学に関しては、新学習システムによる少人数クラスで担任も支援に入る形で受けている。また、他の教科等は通常の学級との交流及び共同学習において授業を受けている。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

生徒Aは、市内の難聴特別支援学級がある小学校へ校区外通学していた。小学校では、障害特性に応じた指導、支援を受けながら、同学年の学習をしてきた。保護者は、小学校同様の合理的配慮を希望し、中学校入学時に小学校の6年時の難聴学級担任、難聴特別支援学級担任の予定教員、当該学年予定教員で生徒Aに関する引き継ぎを行った。小学校での合理的配慮を確認後、中学校の教員の状況を把握した上で、実施可能な合理的配慮を検討した。中学校では、①国語、数学、英語に関して難聴特別支援学級で授業を行う。②使用する全ての教室の机と椅子の脚にテニスボールを装着し、物音の発生を最小限に抑える。③交流学級では、座席などの配慮を行う。④生徒全体に対して、難聴生徒の障害理解と支援協力などの啓発を行う。⑤いくつかの授業、朝礼や学校行事などに関して、担任が手話や紙面等で内容を提示する。以上の5つの内容を特別支援委員会で検討し、全職員に提案した。また、指導の際、意識して口元を見せて、大きな声でゆっくりと文節で区切りながら話すよう共通理解を図った。保護者には、入学時に内容を説明し、理解を得るようにした。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

C市では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の書式や作成マニュアルを示し、指導の際の教育目標や配慮事項を検討し、保護者と共通理解を図るよう各校へ示している。小学校から引き継いだ個別の教育支援計画をもとに、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成した。個別の指導計画に関しては、障害特性があるので、学校独自の書式を作成し、オーディオグラムなども載せている。生徒Aに関わる教員の実態把握や共通理解に活用しており、卒業後の進路先にも情報提供できると考えている。

基礎⑤ 施設・設備の整備

B中学校では、難聴生徒が使用する全ての教室の机と椅子の脚に、テニスボールを装着し、雑音防止対策を行っている。

8 合理的配慮の観点と概要

【合理①－1－1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

生徒Aは聴力低下もあって、聴覚情報だけでは十分な情報が得られないことが多い。難聴生徒が使用する全ての教室は机と椅子にテニスボールを装着し、雑音防止対策を行い、少しでも聴力からの情報が確保できるようにしている。交流クラスでは、座席を前から2列目の中央にすることで、説明している教師の口元が見やすいだけでなく、クラスの友だちの様子が把握できるように配慮した。生徒Aが聴きとりにくい時に、周りの友だちを見て状況を把握でき、不安を軽減できるようにした。数学は、少人数クラスでの授業に難聴特別支援学級担任も一緒に入り、授業内容を手話や筆記によって説明を加え、理解を促している。

また、可能な範囲でノートテークを行っている。さらに、担任は難聴・言語障害教育の研究会に参加し、専門的知識を身につける研修や、各校との情報交換を行うと共に、進路の情報として、高校の様々な情報（入試に関する特別措置について、高校での情報保障について、聴覚特別支援学校の受け入れ状況など）を収集し、それらを基に生徒Aへの進路指導を行った。

【合理①－1－2】学習内容の変更・調整

英語や国語の聞き取りテストに関して、教科担任から事前に放送原稿をもらい、スクリプトを作成している。試験当日は別室でスクリプトを使用して実施している。

9 成果と課題

以前は、市内に難聴特別支援学級があるのはB中学校のみであり、校区外からバス通学する生徒がほとんどであった。障害特性からも、合理的配慮の観点からも、国語、数学、英語は、静かな環境で教科担当者が授業を行うことが望ましいと考える。しかし、B中学校では、授業時間数を考えた時に、教科担当の負担が大きく、人力的な問題もあり、数学を交流学級で受けることになった。

今年度、C市は難聴特別支援学級設置校が増えた。地域の小学校に通っており、そのままの友人関係で地域の中学校に通わせたいという保護者の要望が大きいようである。難聴特別支援学級に在籍する生徒の多くは、単一障害であることが多く、各校で同じような問題や負担があるのではないかと推察する。